

(平成19年1月10日発行)

会報

第13号

北海道高等学校世界史研究会
事務局 北海道当別高等学校

☎061-0296

石狩郡当別町字春日町84-4

☎(01332) 3-2444 / FAX(01332)3-2380

歴史教育の定着を

北海道高等学校世界史研究会
会長 戸出秀邦
(北海道芦別高等学校長)

昨年、第88回全国高校野球選手権大会において、駒沢大学付属苫小牧高等学校が、高校野球史上73年ぶりの3連覇を目指しました。早稲田実業高等学校との決勝戦も球史に残る試合で、37年ぶりに再試合になりましたが、結果は惜しくも準優勝でした。しかし、高校生の最後まで試合を捨てない気持ちの素晴らしさは、昨年、一昨年に負けないものがありました。またプロ野球においても、北海道日本ハムが札幌移転3年目にして日本一になる快挙をもたらし、道民に夢と希望と感動を与えてくれました。

さて、今日の社会情勢は、グローバル化、高度情報化、少子高齢化、価値観の多様化が進行し、青少年を取り巻く環境も大きく変化しています。教育システムも時代の流れに合ったものに改め、社会の変化に沿った主体的な学校改革が求められています。昨年は「いじめ」や「未履修」問題が全国的な関心を集めました。特に「未履修」に関しては、世界史教育に携わる教師としては頭の痛い問題ですが、国際社会に生きる生徒の将来を考えた時に、歴史教育の基礎・基本を生徒に定着させることこそ、教師に課せられた使命ではないかと思えます。

また、高等学校の緊急の課題として、教育内容の充実に向け、地域の教育力を活用した実際の・体験的学習を重視し、望ましい人間観・職業観を培うキャリア教育があります。生徒一人一人が、生涯学習社会を自らの意志でたくましく生きるために必要な「自ら考え、判断し、行動できる力」の育成という視点で、こらからの教育のあり方を考える必要があるとも言われています。

昨年の第37回高世研の大会は、講演「アメリカ建国神話の再検討」や研究発表・報告「フランス近代史における教育制度」「世界史研究会30周年大会の宿題」等があり、教材として授業でも活用できる内容で、研鑽の場として大変充実した研究大会でした。

新しい時代に生きる生徒たちのために、授業を通しての歴史的思考力や判断力・表現力の育成を自信を持って指導できるように、世界史教育に携わる教師は常に研鑽して資質の向上と力量を高めることが必要ではないでしょうか。諸先生方のそれぞれの学校でのご活躍を期待申し上げます。

第37回研究大会記録

日 時	平成18年8月4日(金)		
会 場	北海道大学 文系共通講義棟(203号教室)		
講 演	安武 秀岳 氏	(北海学園大学人文学部教授)	
研究発表	渡邊 大輔 氏	(北海道札幌白陵高等学校)	
報 告	宮浦 俊明 氏	(北海道札幌星園高等学校長)	
司 会	佐野 祐子 氏	(北海道旭川東高等学校)	
	小華和 靖 氏	(北海道釧路湖陵高等学校)	
記 録	山口 修明 氏	(北海道白糠高等学校)	
	北島 靖之 氏	(北海道熊石高等学校)	

講 演

「アメリカ合衆国の建国神話 —日本における『メイフラワー 誓約』研究史の再検討」

北海学園大学人文学部
教授 安武 秀岳 氏

いわゆる“Mayflower Compact”というものがそもそも何であったかについては、ここ数年来大きく書き換えられようとしている、これは私の主張もあるが、これからもおそらく変えられるだろう。このタイトルを日本語でどう表現したらいいか。つまり高等学校の

授業の中でこの文書をどのような名前
で呼ぶか、ということ自体も問題にな
りそうなところである。“Mayflower
Compact”という題名の文書はない。こ
の文書はプリマス植民地を建設した指
導者ブラドフォードの遺書とも言うべ
き『プリマス植民地について』の中
に収められている、私に言わせれば「村
の掟」のようなものに過ぎない。これ
はこれまでの評価とは違うと理解して
る。だんだんそういう理解が強まって
いると考えている。要するにこの文書
は近代的な社会契約の元祖だという理
解が長い間あったわけである。なぜか
というと「教会員」つまり、確かに一
つの信仰を持ってやってきたが、この
“Compact”に署名している人には教会に
属していない人も署名している。従っ
て政教分離の原型、合衆国憲法の原型
だという理解がある。

確かにそういう人が署名しているのは事実だが、この文書を主体的に作成した人々は、これは自らの信仰を守るために遠く大西洋を船出してきた人々である。文言の内容から判断する限り、純粹に世俗的な精神で書かれたものではないと思う。従って、権力間協定の響きのあるような「協約」という言葉よりもこの「誓訳」という信仰共同体的な響きのある訳語の方が彼らの精神構造にうまく合致している。いわゆる社会契約論の先駆ではない、というのが私の話の論旨である。研究者からも今まで社会契約論の元祖だと授業していたが、論文を読んで考え直さなければいかん、という手紙をいただいたので、高校でも恐らくそういうことがあるだろう。なおこの講演の論旨はそこ（資料）に書いている2005年の論文で、その中で発表していたものである。

さて、本題に入るが、「メイフラワー誓約」について言えば、文書がどのようなものであるかの検討から入らなければならないのですが、現在一番信用できる翻訳というのは『原典アメリカ史』の第1巻に出ている高木八尺氏の訳が一応一番品位があるといっている。高木氏に関してはもうひとつ（資料）bに書かれているが、1931年に書かれた『米国政治史序説』この中にすでもとの訳がある。それからさらにさかのぼっていくと、天皇機関説で有名な美濃部達吉氏の翻訳がある。『米国憲法の由来および特質』。これは完訳では

なく抄訳といった方がいい。新しいところでは、先生方に、大学でも高校でも非常に便利なものとして（資料）dの大下尚一氏が編集された資料集がある。これは高木氏の訳と大差がない。さらに最近では、大西直樹氏の『ピルグリムファーザーズという神話——作られた「アメリカ建国」』、要するに「メイフラワー誓約」は神話だったということの決定版を出された本である。英文は参照しなければいけないので、（資料の）別紙のところいくつか載せておく。英文は高木氏の資料集の場合にはブラッドフォードの自筆のコピーがあるが、これは我々はなかなか読みにくいので、斎藤真氏が編集された『アメリカ政治外交史教材』（東大出版）を載せておいた。

『神の名において、アーメン。我等下記に名を記す者は、神の恩寵によりてグレート・ブリテン、フランス、アイルランドの王に即位した我等の恐ろしき主権者・ジェームズ国王陛下、かつまた信仰の擁護者等々でもある国王の忠実な家臣である。かかる我等は、神の栄光のため、また、キリスト教の発展と我等の国王、並びにわが国の名誉のため、ヴァージニア北部に最初の植民地を建設すべく航海に乗り出したが、ここに本証書を持って、神とお互いの前で厳粛に相互の契約を交わし、自らの秩序の向上とその存続、及び前述の目的の増進のため、団結して市民的政治組織体を創設する。今後それに基づき、適宜、植民地全般の福祉のため、最も適切と考えられる正しい、公

平な法律、政令、規則、団体規約を制定し、公職を設け、我等がすべてが当然これに服従すべきことを制約する。』ここで重要なのは、(資料) 1の3のところに入るが、英語の本文の中の2行の中に "our dread Sovereign Lord King"、ここにアンダーラインを引いているが、この "dread" という言葉が訳されていない。高木氏の場合には「われらの統治者たる君主」、"dread" が抜けている。大西氏のつい最近の訳では初めて「畏れ多き君主」と訳している。私は「我等の恐ろしき主権者・ジェームズ国王陛下」というように訳した。この訳語の違いがなぜ出てきたかという点、高木氏や美濃部氏はいずれも社会契約論の先駆だったということを理解されたい。大西氏と私はどうもそうではないと考えている。斎藤真氏は高木・美濃部説を批判的に検証している。ただし、どちらかという点歴史的伝統というよりも「原型」という言葉で理解されている。それから高木氏と美濃部氏の戦前訳には「陛下」という言葉が入っているが、戦後の訳にはなくなっている。いったいこれは何だろう？これは我々の世代にとっては非常に興味ある問題である。いつの間に陛下から陛下でなくなったか。今でも「天皇陛下」というけれども、歴史的なこういうものに関しては陛下という言葉が消えてしまう。いったいこれは何だろうとかなり批判的に検討した。

ところで斎藤真氏のピルグリム像の中で "dread" という言葉がなくなっている。これはいったいどういうことだ、

ということが言える。斎藤氏が書かれた物は「同質と異質との統合——原型としてのプリマス植民地の形成——」『アメリカ革命史研究——自由と統合』(1992年)これは立派な本で大変勉強になる。そこで斎藤氏が指摘していることは、ひとつは高木・美濃部から継承された問題だが、ロックの社会契約論の先駆である。そして同時にアメリカの法文化・憲法の原型になっている、そういう論理で組み立てられたピルグリム像である。これは私に言わせれば、いわゆる理念型の政治である。つまりある種、斎藤氏の講演というのには非常に理念型、モデルを作っている。モデルで全部説明していく。自分のモデルにあったところだけ訳してそれを否定するわけではないが、ちょっと知らん振りしておく。どうもこの理念型構成によって不要な "dread" という言葉を明示的に言及しなかったのではないか。しかしこの "dread" という言葉を斎藤氏が全くわかっていなかったかという点、これはありえない。この "dread Sovereign Lord King"、これの問題性というのには "dread" をスキップされているという問題性を認識していたと私は解釈している。彼の文章にこういう文章がある。「冒頭の国王への言及は、それが主語ではなく目的語であるという主要な相違を除けばたとえヴァージニア会社への特許状の冒頭等の言葉ときわめて類似している。このことから直ちに、聖徒たちは誓約文の背後に国王の権威、伝統的正当性があるかのごとくに記したとまで考えることは、読み込みすぎ

であろう」。誰か考えた人が恐らくいたのではないか、素直に読めばそういう風に読めるわけである。それからこのメイフラワー誓約について、“dread Sovereign Lord”についてヴァージニア会社への特許状を見ればわかる。“James, by the Grace of God, King”これはつまり James のところに称号が一切ない。称号が一切ないというのは斎藤氏の言葉では「それが主語ではなく忠誠の目的語であるという主要な相違を除けば」、そこが主要な相違だということになってくる。これを読んだだけでは恐らく何の関係もない人が読めば言語学者の禅問答みたいな話に聞こえる。しかしなおかつこういうことを言う。しかも「伝統的正当性があるかのごとくに記したとまで考えることは」誰かが考えたらしい。それに対する自らの主張だったと私は理解せざるを得ない。これは斎藤氏の本を読まれていると考えると考えていただければと思う。

なぜ直接に“dread Sovereign Lord”という言葉を使わずに抽象的な言葉で言われたかを考えた。ひとつは斎藤氏の恩師である高木氏が“dread”をスキップされたということがある。もうひとつは“dread”に言及すると理念型構成に「不協和音」をもたらすと私は理解した。あるいは3つ目、これが一番の大きな理由かもしれないが、訳語の選択に戸惑ったのではないか。実は私もこの“dread”という言葉をどう訳したらいいかずっと論文の原稿を書くまで迷っていた。結局斎藤氏が学会の懇親会で

先生に“dread”がないということをご存知だったのでしょうかと言ったら、はじめは何のことかとしばらく沈黙されて、「君ならどう訳すかね」とおっしゃった。恐らく斎藤氏は困られたのではないか。自分の偉い先生がそういう訳をされている。さらに斎藤氏は英文学の教授・大先輩に囲まれているからそう簡単に誤訳はできない。これは勝手な推測だが、しかも先学の高木八尺氏は“dread”をスキップされている。そういう状況に合ったと私は理解している。そういうことで斎藤氏は東京大学法学部のアメリカ政治担当講座、ヘボン講座の教授であり、従ってアメリカ史の政治の説明を法学部では説明すればいい、従って彼の仕事というのはピルグリムたちが『アメリカ史の文脈』でどういう位置を占めているか、ということが自分の仕事であると考えていた。『アメリカ史の文脈』というのは斎藤氏が前に書かれた本に『アメリカ史の文脈』がある。この観点からすると、国王とピルグリムの関係よりも、誓約内容とその後のアメリカ史との関係こそが問題である。これは世界史をやっておられる方の日頃考えておられることと重複するかもしれないが、近代の歴史学研究というのは国別分業体制でおこなっている。アメリカ政治史家がピルグリムのイギリス史上での位置づけ、そういうことまで、アメリカ史にとってピルグリムがどうであったかというのは主題であってイギリス史の中でいったいピルグリムが何だったのか、ということは必ずしも追求しなくても

よろしいという風に思われている。むしろ学問上の禁欲的な態度というものが許されると考えている。しかし世界史全般の問題として考えるならば、ピルグリムはアメリカ人ではなくてイギリス国王の臣民である。この誓約書は基本的にはアメリカ史の問題ではなく、イギリス史の問題であるはず。となるとアメリカ史家は”dread Sovereign”様は敬して遠ざけたいという風に思うわけである。ところが、イギリス史から見るとどうなるか。ピルグリムというのは百人そこそこで大西洋を渡った屯田兵にしか過ぎない。署名者は41人。これではとてもイギリス史家がまじめに研究しようという気にならない。そういう矛盾がある。日本のイギリス史家にとってはもっと翻訳の問題で言えば固有の重要な問題がある。たとえば王権の問題とからんで English “Constitution” とは何と訳すべきか。今回の話は訳語の話に入っているが、恐らく憲法改正などの議論の中で出てきているものであるから先生方は興味を持っていると思う。とにかくイギリスには成文憲法がないし、国家基本法としていったいあるのか否か、これも議論があると思う。だからこれも歴史的に考えると日本で憲法、国政、憲政、国制、政体、近頃よく聞かれる「国のかたち」、実は国体と訳してもいいのではないか。これはかなり挑発的である。近藤和彦氏というイギリス史の東大教授がかつて言った。その後ほったらかしになって本人もまだ国体とは訳していない。ついでながら “Constitutions”

という言葉は ”Mayflower Compact” にも出てくる言葉で、資料を見ていただければわかると思うが、原文を見ると “Constitution” が複数形になっているところが面白い。他の方はみんなこれを「憲法」と訳している。「憲法」以外に訳した人はいないと思う。「憲法」というのは国家権力が作るときにはじめて「憲法」と呼ぶ。国家権力が作る「憲法」はその団体の中の話であって、他で通用するものではない。労働組合にも “Constitution” があるが、これは「団体規約」とは訳さない。室町、戦国、江戸時代に民衆の間で作られた定め書きを日本語で何というか、それに近いのではないか。村の中での約束事をするときの約束を何というか。私は残念ながら日本史の方は詳しくないので「団体規約」と訳した。

戦前の高木訳があったということが、齊藤氏が ”dread Sovereign Lord King” をどう訳すかと聞いたときに高木氏の訳があるよと言われ、そういう点でも私はこの論文を書くときに恩義を受けて言ってみれば恩返しをするつもりで書いた、と思っている。

そしてその中に先駆訳としての美濃部訳があった。そうするとそこから新たな展望がある気がしている。この翻訳の問題は日本史の問題だと考える。これは日本キリスト教史の問題だと言っ方もいる。というのは（資料）7に入りますけれども、さっき言ったように高木氏も齊藤氏も東京帝国大学法学部のヘボン講座に関わっていた。そこ

で登場してくる人物を見ると、美濃部達吉、新渡戸稲造、吉野作造、高木八尺。大正デモクラシーを担った人といってもいいし、憲法論で言えば「天皇機関説」学派であったといっている。

それから天皇機関説学派のもうひとつの問題点は、”our dread Sovereign Lord King James”という言葉が訳すときに”Sovereign”が訳されていないというか、それを主権者とは訳していない。イギリス史の資料を読むと”Sovereign”という言葉はほとんど主権者というように翻訳されていない。これは古い時代からそのような感じがする。これもおそらくは天皇機関説と関係しているのではないのか、というのが私の推定である。とにかくなぜというのがわからない。”Sovereign”を辞書で引くと主権者とか統治者とかいろいろあるが、主権者と訳したほうが現代人としてはピンとくると思う。それからもちろん”Sovereign”というのは15世紀のイギリスのある王様が作った金貨のことを”Sovereign”金貨というらしい。”Sovereign”という言葉にはいろいろと訳し方はあると思うが、「主権」と訳したほうが私は納得いくが、そうは訳されなかった。ひとつの私の考え方だが、明治憲法期の最大の政治的争点は主権者の位置づけではないか。主権者とは何か、”Sovereign”とは何か。明治憲法期の最大の政治的争点である”Sovereign”を「主権者」と訳してしまったらいろいろと困ったことになる。「主権者」という言葉と使いたくなかったのではないか。多分使うと憲法学

的にいろんな派生的な問題が出てくる。もちろん最終的には統帥権の問題にまで関わってくる。あの時期に「主権者」と訳してしまうと問題があったのではないかと私は理解している。特に歴史家が巻き込まれたくないと思えば「統治者」とか何とかと訳しておけば都合がいい。憲法学などという怖い学問に引き込まれずに済んだのではないかと。それから”Sovereign”という言葉はイギリスだけではなくて西欧世界どこにもある。しかも中世後期から近世、近代、現代に至るまで連続している。従って”Sovereign”を全部「主権者」と訳してしまって、ただその主権者から実際に、16世紀のイギリスの国王が”Sovereign”であり、19世紀の国王が”Sovereign”であり、決して”Sovereign”という言葉自体が時代によって意味が変わっていくんだというふうに議論した方が少なくとも学問的には理解しやすいと考える。

いよいよ問題の核心に入りたいと思うが、1980年代のイギリスの学会動向に”linguistic turn”という言葉がある。これは特にイギリス史に興味をもっている方以外は知らない言葉かもしれないが、言語分析を通じて歴史を研究する。70年代から80年代にかけていわゆる社会史が出てきた後、今度は言語分析の形で歴史を読み替えようということが出てきた。私もその真似事をしたいと思って、Oxford English Dictionaryを調べてみると、”dread”という言葉は15世紀の初頭から17世

紀の中葉までは尊称として使われている。ところが（資料）10になるが、Samuel Johnson 博士の英語辞典として有名だが、「この言葉は異論の多かった、あの恐ろしき国王陛下という文言を意味していたようである」。18世紀になると、もう少し緩やかな”Most Gracious Sovereign”という言い方が普通になってくる。従って”dread”という言葉は中世後期に限って、18世紀に入ると使われなくなっている。いったいこれは何なのか。これは尊称としての”dread”の使用を許さないような政治思想上、あるいは国政上の大転換が起こったのではないか、つまり名誉革命、その後には啓蒙の時代。これは大西氏の訳との対比で考えていただきたいのだが、大西氏は「畏れ多い」というように訳されているが、畏れ多いという言葉は今でも我々は使うことができる。”dread”という言葉は今使ったら大変な反発を食らうことになる。「恐ろしい」とか「嫌悪すべき」という人々に対してだけ今は使われている。消して敬語にはならないのである。では中世後期の”dread”はどのような意味だったのかというと、「畏れ多き」という言葉はちょっと合わない。私の考えでは、中世の英語辞典などをざっと見た感じでは、「地震・雷・火事・親父」、これが”dread”だ、父なる神もある意味”dread”である。神の恩寵を得て即位した武門の統領である国王もまた”dread”である。言ってみれば日本史で言う（織田）信長のイメージである。”dread”が尊称として使われてもいいのではないか。中世後期か

らルネサンス期のマキアヴェリの時代を経て、ヘンリー8世は言うことを聞かなかったからトマス・モアを首切りにし、チャールズ1世もピューリタン革命で首を切られた。首を切った当の本人のクロムウェルの場合は墓を掘り起こしてもう1回首を切る、こういう時代、非常に血生臭い。ここではやはり「畏れ多き」という何となくほわんとした言葉ではなくて「恐ろしき」と訳した方がいいのではないかと私は考える。

”dread”の問題はそれくらいにして、”dread”を回避した斉藤学説に対して批判しておかなければならない。ジョン・ロックとの類似性を斉藤氏は言っているが、ロックの社会契約論の目的というのは、「恐ろしき主権者」の臣民たることを自己否定することである。その意味において、人民主権理念確立への志向性とか、人民といってもいろんな人民がいるわけで、この時代の人民といえ恐らく具体的に言えば貴族とブルジョワ、ジェントリぐらいが人民であり、そういう人たちの財産を絶対守らないといけない、王権に対して抵抗する、そういう論理としてロックの社会契約論というのは構築されている。従ってピルグリムとロックの間には歴史的、段階的な隔絶があると私は考えている。ただしロック以降の近代社会契約論が貴族、奴隷主を含めた広い意味での「有産階級」の権利擁護のイデオロギーとして発展した点は無視すべきではない。人民とは言うけれども

人民たるやそういう人民であるということには注意しておかなければならない。これは私のアメリカ論になるが、合衆国憲法が奴隷制を容認したのは、18世紀の支配的イデオロギーとしては決して異常なことではなかった。今でこそそれは納得いかないが、18世紀の人はみんな納得していた、少なくとも当時の支配階級の人たちはそうだった。

それで”dread”に関して言えば大西氏の訳で、私の感性とは会わないが「畏れ多き」でもちゃんと問題点をおさえている。そしてメイフラワー契約についても私と非常に近い。(資料12に)書いておいたが、大西氏の社会契約論先駆説ではないという主張を要点だけ説明すると、”Mayflower Compact”という言葉は、後に6代目大統領になる若きジョン・クインシー・アダムズが19世紀初頭に初めて創り出した言葉であり、そしてそれは建国神話である、ということ。そしてもう一つ重要な点は、これが国家の祝日として初めて制定されたのが奴隷解放宣言の年で、その年の11月の最終木曜日だということである。これは非常に重要な点で私も納得している。ただ大西氏の説明に対しては若干説明が不十分だと理解している。それは何かというと、(資料)13で大西説批判と書いているが、南部の奴隷制と北部の中産階級的資本主義との両者の政治文化の対抗関係を無視しては、この建国神話の形成は説明できないということである。実は(資料)14に書いておいたが、結局は中産階級的なニューイングランド・ヤン

キー政治文化の勝利であるということ、そしてこれによって失われたのが奴隷所有者階級の集権論である。そういう文脈の中で北部のニューイングランドの「感謝祭」が国の記念日になるということになったということである。

(資料)15だが、観光業者にとって見ると、「プリマス派」はそもそもアメリカに最初にやってきたイギリス人というのは実はプリマスではない。ジェームズタウンの方が先である。ところが”Thanksgiving Day”の祝日はジェームズタウンではなくてプリマスの建設記念日になっている。結局南部の観光業者たちはこれに対抗するためにウィリアムズバーグを宣伝する。18世紀の遺跡として形のあるものはほとんどウィリアムズバーグしかない。それだけウィリアムズバーグというのは栄えていたのだが、これで観光業者は対抗している。昭和天皇もウィリアムズバーグに宿泊したと記憶している。要するに国の出発点がどこにあるのかということ、南北戦争までは北部の40～50人の署名したものが建国の原点だ、などという話は通らなかった。南北戦争前の時代というのはほとんどの大統領は奴隷主義者であり、首都ワシントンでも奴隷制が存在していた。そういう時代なので、とてもではないがメイフラワー誓約のプリマスがアメリカ史の原点などというのは通用する話ではなかった。(資料)15のところに書いてある落合氏という南部プランテーション研究の人がいるが、早速サ

ウスカロライナ州のシーアイランドで南北戦争でヤンキーによって宣伝された「ヤンキー新聞」の中ではこの祝日がいかに大事かということが黒人相手に書かれていたという情報をいただいた。要するに奴隷解放の時期、メイフラワー誓約のおこなわれた年を国の起源だというような神話は南北戦争が終わって初めて全国民的な祝典として認められた。もちろん南部は認められなかったけれども、全体として国民の祝日になるのは南北戦争を経なければならない。南部との対抗関係に対して大西氏は説明していないので、19世紀全般の政治史が私の専門であるから、自分の専門のところで締めくくるとするのが一番良かろうと思ひ、今日の話が終わらせていただきたいと思う。

【質疑応答】

Q 1 : メイフラワー誓約の神話についてアメリカの研究者の間では社会契約説の先駆であるということについてどのような議論がされているのか。

(札幌白陵・渡邊)

A 1 : 近年の日本のアメリカ史家たちはたいしたことはなかったというように概説書の中に書かれている。たとえば私が一緒に関わって編集している『アメリカ合衆国の歴史』という本があるが、その中では今までのアメリカ史というのはニューイングランド中心のアメリカ史である。しかし植民地時代のアメリカの発展の基本的な筋道はむし

ろ南部にある。有賀氏の言葉を紹介しておく、「プリマスの入植は実際の歴史の中では小さなエピソードに過ぎない。それにもかかわらずアメリカの物語的な歴史の中でプリマスへの入植者が特に敬意を持って扱われていたのは彼らが自らの信仰に従って生活できる社会を作るという理想を持って家族ぐるみで移住してきた人々であること、そのために大きな犠牲を払ったこと、彼らの指導者が詳細な記録を残していることによる」。この有賀氏はアメリカ学会の会長もやった人で、非常に温厚な人だが、いまさら社会契約と言っても仕方がないと別な形で言っている。なおかつ説明の仕方がうまいので、記録として残っている。それから家族ぐるみでというのはどういうことかという、ヴァージニアのジェームズタウンにやってきた連中はどちらかといえば一攫千金を夢見てやってきた連中で、後に奴隷制社会を発展させていく人たちである。いわゆる中産階級的な家族イメージ、コミュニティイメージとは合わない。南北戦争後になると奴隷制社会を作った先祖なんていうのはもう賞賛できるようなことではなかった。記録もそれほどきちんとなされていない。要するに金儲けだけに来た。新しい理想の社会をつくろうなどという宗教的な願望はほとんどもっていない人たちだった。もうひとつ言えば、プリマスの植民地はそもそもが、独立13州の中にはない。マサチューセッツに吸収される。そういう意味でプリマス植民地というのは消えてしまった植民

地だった。恐らくアメリカでもそういう理解が強まっていると理解してもらっていいと思う。

Q 2 : "Mayflower Compact"、"Thanksgiving Day" が実際にアメリカ国民の間ではどのように扱われていたのか。
(剣淵・本間)

A 2 : 実はジョン・クインシー・アダムズという人は北部のニューイングランドの出身の政治家である。ニューイングランドの政治家というのは当時のアメリカでは非常に特殊な地位にあった。アメリカ初期のころで北部から大統領が出たのはジョン・アダムズとジョン・クインシー・アダムズの2人だけである。しかも彼らは一期やっただけですぐ落選する。南部の人、中部の人たちにとっては独善的というか自分たちの文化・倫理観を主張するものだと考えられていた。たとえばニューイングランド・スクールマンという言葉がある。ニューイングランドの女の先生。女性差別の言葉であると同時に自分の道徳を押し付けるというふうに見える。

19世紀を通じてニューイングランドは国民文化では主導権を握れない。それから先の問題をもう一度説明すると大西氏は東部のエリート、ジャクソニアンデモクラシーという西部の民衆という対立の中で東部のエリートが作り出した神話だと解説している。ところが東部といっても一番東はニューイングランド、しかし広くアメリカ史で考えれば中部大西洋岸だって東部だし、

ヴァージニアだって東部だし、東部とはいってもそれはあくまでも彼と言う東部というのはニューイングランドである。ヤンキー中産階級文化は中部では少し広がるが、南部ではほとんど受け入れられない。従って南北戦争前までは"Thanksgiving Day"を作ろうという話は国民の中で非常に少数派であったといえる。それから記憶の問題。おそらく支配階級が作り出してくる公的な記憶というのはいわば伝統の創造というものに過ぎなかったのであると、歴史事実は違うというような歴史認識はフランスやイギリスでもどこの国でもある。そういう国際的な研究者の問題や関心が連動しているというふうに見て間違いないと思う。

Q 3 : "Sovereign" という言葉を「主権者」と訳すかという問題について、"our dread Sovereign Lord King James"なので「主権者であるジェームズ王」と訳すると凄くくどくなるという印象を受けるのだが。
(旭川東栄・松田)

A 3 : 現代から言うと短くした方がいいということもあるが、"Sovereign"を形容詞と読むか名詞と読むかという問題が出てくる。名詞を形容詞的に使うことはよくあることであるし、古い時代の人たちというのは肩書きを全部並べてしまう。これが当たり前なので中世の人たちというのは(肩書きが)長いほど偉いとか、権力があるというものなのである。それから今の質問の別の観点で申し上げておくと「神の恩寵

によりてグレートブリテン、フランス、アイルランドの王に即位した・・・」これは百年戦争が百年以上経ってもまだ称号を言い続けている。これが終わりになるのは1801年。つまり百年戦争時代以来の称号をずっと持ち続ける。そして称号は地位を示している。今だったら我々は想像もつかないくらい500年もなくなった土地を自分の土地だといひ続ける。そういうものはそれぞれが名詞的なもので、この場合はどっちに読むか英語の先生と議論が出てくると思う。

Q4：映画『アミスタッド』をどう見るか。ジャクソニアンデモクラシーに関連して（資料の）お話を伺いたい。また19世紀のアメリカ史の研究者の立場から見て現在のアメリカのデモクラシーに対する考えを聞かせてほしい。

（当別・吉嶺）

A4：映画『アミスタッド』は基本的にジョン・クインシー・アダムズの描き方は間違っていないと思う。彼は18世紀末の一時期非常にラディカルなことを言って、ハイチ革命政権と協力しようなんてことを言っていた。もちろんその時はフェデラリストで、19世紀の初頭までフェデラリストであった。ところが1807年にはヨーロッパと紛争があって何とか戦争を回避したいというところでジェファソン政権に、リパブリカンの方に協力するようになった。それと同時にリパブリカンの中心というのは南部奴隷所有者であった。

従って南部の奴隷所有者との協調関係を続けた。ところが1824年の選挙で大統領になった途端に南部の奴隷所有者たちと決別する。彼の政策というのは南部の人々にとってはとても許せない。それからパナマ会議に対する姿勢に関しても南部の人たちはジョン・クインシー・アダムズに批判的な念を持っている。それがもとで次の選挙でジャクソンに負けたというのが私の基本的な解釈である。それから対外政策の問題。私が近頃思うようになったことは、共和主義とかデモクラシーとかそういうものが帝国主義と非常に整合性がある。近代デモクラシーというのはアメリカが最初である。近代アメリカ史の発展の中ではデモクラシーと称していた人たちを指導したのが奴隷所有者であった。そして対外的な強硬論を展開したのも奴隷所有者であった。従って奴隷所有者がデモクラシーと合わないだとか帝国主義がデモクラシーと合わないことではない。現実にデモクラシーと言っていた人たちがそういうことをやった。デモクラシーというのは非常に合理的な制度で、権力の正当化のためにはそれを抜きにしてはなかなかやれない。これは事実だが、現実のデモクラシーというのは常に對外侵略的な要素を持っていたというのが私の理解である。もうひとつはジャクソン時代から民衆的な基盤でのデモクラシーがあった。そういう意味で言えばブッシュ氏などは共和党だが、どちらかといえば民主党的な伝統を受け継いでいると言っているのではないかと思う。

研究発表

「歴史研究と世界史教育 ー 19世紀フランス初等教育史を 手がかりにー」

北海道札幌白陵高等学校教諭
渡邊 大輔 氏

はじめに

ー歴史学と歴史教育の今日的課題と
可能性ー

i) 歴史学の今日的課題と可能性

①小田中直樹

『歴史学ってなんだ』

(PHP新書 2004年)

「パパ、歴史は何の役に立つの。」

[マルク・ブロック]

はじめにいくつかの研究を通して歴史学の今日的課題と可能性を考えたい。まず、小田中直樹氏の『歴史学ってなんだ?』を取り上げる。この本は『歴史学のアポリア』(山川出版社 2002年)を一般的にしたものである。彼はこの本の中で、歴史家マルク・ブロックの著書『歴史のための弁明』にある「パパ、歴史は何の役に立つの。」という有名な問いかけを紹介している。これには2つの意味が含まれていると思われる。1つは「歴史学と歴史小説の相違」の問題である。これは「歴史学の科学性」あるいは「史実へのアクセス可能性」とも言い換えられる。もう1つは「歴史学は現実の問題

を解決するのに役立つのか」つまり「歴史学の有用性」の問題である。「歴史学の有用性」については最近「今歴史とは何か?」という形で盛んに研究されている。欧米でもこの「What is history now?」という問題に多くの研究者が本を出しており、その中の1冊、D. キャナダインの『いま歴史とは何か』を取り上げたかったが、議論が未消化なので紹介にとどめる。今回は、この2つの議論のうち「歴史学の科学性」を中心に見ていきたい。

歴史学の科学性

このテーマに関する「歴史学と歴史小説の相違」の問題ではまず「フィクションかノンフィクションか」という論点があげられるだろう。しかし、塩野七生氏の小説のような史料に基づく歴史小説はどのように扱うべきなのだろうか。これに対して彼は先行研究・史料の批判的検討の有無を重視する。つまり、歴史学を「常に根拠を示す必要のある学問、同時に常に新解釈に開かれる現在進行形の営み」と狭義の意味ではない修正主義的なものとして捉えている。

また、歴史学には過去さまざまな観点から批判が加えられてきた。その1つに90年代に言われた「大きな物語の終焉」という考えがある。この例に歴史学批判としてのF. フクヤマがあげられる。フクヤマは20世紀の歴史を支えたマルクス主義の歴史学に見られる社会革命重視論や経済的基底還元論に対して疑義を提示した。そして旧ソ連の崩壊を受けて「大きな物語の終焉」と述べたが、実際にはイデオロギーの多元化・相対化という現象が見られたことは間違いない。結局は

彼も社会がリベラルな民主主義へ収束することを説いており、やはり別な「大きな物語」への収束を説く点で限界があったという指摘がなされている。小田中氏はこれについて「大きな物語の終焉」ではなく、複数の大きな物語が並存していくこと主張した。こうした中で、歴史学を「より正しい解釈を求める営み」であるとし、その「解釈論的不可能性」を説いた。これは60年代のE. H. カーの言葉「歴史とは歴史家と事実との間の相互作用の不断の過程であり、現在と過去との間の尽きることを知らぬ対話」と通底するものである。

次に「史実へのアクセス可能性」の問題について触れたい。19世紀に成立した実証主義は史料批判に基礎を置くことで主体を消し去り、史実へのアクセスは可能であるとした。これに対して実証主義批判の立場でアナル学派やマルクス主義の歴史学が登場する。アナル学派の特徴は、問いかける主体としての人間を重視し、その結果対象が細分化するためそれを統合する必要がある点である。また、小田中氏は構造主義の文脈で「正しい認識は可能か？」という問いかけを行った。構造主義では問いかける主体が属する時代・地域・社会集団によって個々の認識が規定される。ここでは歴史的な事実が存在してその現実の反映として言語が存在するのではなく、逆に言語が現実を構築する側面が強い言語論的転回が見られると指摘している。これらから、現実構築されていくものである以上、真実を知ることにはできないという「不可知なる真実」「物語としての歴史」という観点が出てくることになる。ただ彼はこ

のことに對して、歴史家たちは歴史学の可能性に目を閉ざすべきではなく、コミュニケーションを通して複数の中から良い解釈を追究していくべきだと述べている。

②長谷川貴彦

「修正主義と構築主義のはざままで」

(『社会経済史学』70-2 2004年)

これまでの歴史学の今日的課題に対し、社会史研究を軸としてさらに個別具体的な研究をしたのが長谷川氏である。社会史研究は実証主義への対応で行われ、「下からの歴史」「人民の歴史学」として狭義の歴史学を超えて隣接諸科学と融合しながら研究が進んでいった。しかし、そのような社会史研究は対象を時間的・空間的に細分化するため、長期的変動や歴史的全体像を捉える視点を喪失し、物理的利害に基礎を置く社会的カテゴリーを動揺させた。つまり、それまでの「人民」や「労働者」、「資本家」というカテゴリーに疑問を提示したのだ。こうした中で修正主義が生まれ、そこでは社会的カテゴリーはア prioriに存在するのではなく構築されていくものだという指摘がなされた。そして、この「構築されるもの」ということで構築主義の考えが出てくる。構築主義で歴史を書く主体を考えると、客観的な歴史解釈が不在であり、そのことから今日では主観主義的歴史解釈が生まれてきている。また、考察する対象としての歴史は、社会は物質的・客観的存在に還元不可能であるために今日では儀礼・言説・習慣・象徴などの役割への関心が生まれてきた。こうした文化的なものへの関心を文化論的転回と呼んでいる。

他方で、社会そのものが言説＝実践により構築されるということから言語論的転回も見られる。

こうした状況の中で、長谷川氏は今日の歴史研究のあり方について3つの例をあげている。第1に階級について中間層に注目することでエリート対民衆の対抗図式を内破するという研究である。また、第2にジェンダーについて本質主義と構築主義の間に生きている主体の経験というカテゴリーを挿入することを提示した。第3の都市史では国家と市民社会の中間的領域に位置するアソシエーションへ着目することで、歴史を動的な過程として再解釈することができるとした。私の発表もこのような視点で教育について考えたい。

③保莉実

『ラディカル・オーラル・ヒストリー』 (お茶の水書房 2004年)

次に保莉実氏の著書について紹介する。彼は若くして亡くなられたが、この本の目的を誰もが日常的に歴史実践を大切にすることを述べている。つまり、歴史を生産・維持しているのは歴史学者だけではなく、人々が日常で行う歴史実践にもっと目を向ける必要があると指摘している。そのための方法として、例えば文化人類学でのテープなどの口述史料の使用やインタビュー、フィールドワークをあげている。彼は特にアボリジニの歴史実践に注目し、彼らが行う物語を歴史家による歴史分析として利用することが可能かという問題提起を行った。例えば、村にケネディ大統領が訪れ、その結果牧場でイギリスの支配に苦しんでいたアボ

リジニの土地返還運動が成功したという長老の話である。いわゆるアカデミックな歴史学では間違いとして否定されるのだが、保莉氏はオーラルな語りを全て否定することが本当に正しい歴史なのかという疑問を投げかけた。一方で、そのような語りを全て認める手法についても、尊重し過ぎることで本質的な問題を見逃す可能性があるとして批判した。しかし、いわゆるアカデミックな歴史学を優位におく風潮に対し、歴史家ではなくても歴史家たりえるのではないかという問いかけを行ったことには大きな意味がある。

アボリジニは一見相互に矛盾する複数の歴史物語を共奏させている。保莉氏はこれらの歴史実践を「歴史をメンテナンスする」あるいは「歴史に浸る」と表現し、サバルタンの語りあるいはいわゆる良い歴史ではない危険な歴史として否定・包摂するべきではないと言っている。むしろ、これらは我々の歴史実践と通底しており、そこから史実性の重視という呪縛から解放された歴史学が見えるのではないかと考えた。ただ、これは実証主義の否定ではなく、実証主義の重要性を認識した上で、そのようなものを見つめる姿勢も必要だということである。ここで注目すべきものは「歴史経験への真摯さ」である。これは自己の都合で歴史をねじまげるのではなく歴史に対して誠実に向かっていく姿勢、そうした中で語られる歴史というものの多元性を重視することが大切だということである。

こうした中で保莉氏は否定でも包摂でもない新しい歴史叙述の方法として、異なる歴史時空をいかにつなげていくか、

あるいはいかにアカデミックな歴史と共奏させていくかという可能性を探索することが重要だと述べている。さらに、あらゆる存在から歴史とは何かについて学ぶ必要性があるとしている。

まとめになるが、言語論的転回以降のポストモダンの歴史学では歴史学の物語性が論じられるが、大切なのは過度の実証主義・物語論に陥らず、多元的時空を持つ歴史経験に真摯に向かい合うことである。これまで見てきたように最近の史学では言語論的転回以降、構築主義が生まれ、現実が構築されるものだという考えが言われている。私の発表でもそうした点からフランス19世紀の教育史を考えたい。

ii) 歴史教育の今日的課題と可能性

私は歴史教育の今日的課題と可能性について、基礎的知識と歴史的思考力をいかに育むかということ、戦後歴史学から脱却しつつある今日の現代歴史学の成果をいかに世界史教育に反映するかということの2つの課題をあげた。今回の発表では後者の糸口となる話をしていきたい。

iii) 問題関心と対象

①問題関心

私の問題関心は、公教育の歴史的本質がどのようなものかということである。そのためには公教育の歴史的本質を知る必要があり、この点から公教育が整備され始める19世紀を研究対象とした。また、近代国民国家の形成で特に重視されるのが初等教育であり、革命期以後に統治手段として焦点化されることから、その検証を通して国民国家論を批判的に捉

えていこうと考えた。そのため、初等教育を中心に研究することにした。

さらに、国家が公教育でヘゲモニーを確立していく状況が19世紀後半に生まれるが、ヘゲモニーを確立していく過程が大切である。これを考えるためには国家がどのように制度に対する民衆の同意を得ていったのかが問題となる。そこで、初等教育が確立される第三共和政期以前、すなわちフランス革命期から第二帝政期までを具体的な対象として考えていきたい。

②研究史

フランスの初等教育についてはこれまで日本、フランスでも多くの研究がなされてきた。まず制度・政治史を見ると、初等教育に関する諸立法の成立過程とその意義に関する諸研究が行われた。それらを通して、初等教育の進展における制度的要因の評価がなされている。つまり、さまざまな立法の意義を高く評価し、革命前後で制度的な断絶が見られるとしている。

また、研究の中で国家と教会が公教育のヘゲモニー争いをしていったという指摘がある。こうした文脈は、フランス革命の到達点としての世俗的共和主義の勝利、義務・無償・世俗の初等教育を誕生させた第三共和政期のフェリー法による国家のヘゲモニー確立を評価する流れにつながる。そして、この流れの中で第三共和政期が特に重視され、多くの研究がなされているのである。

一方、社会・数量史では初等教育の実態に関する研究がなされた。ここでは制度と実態の乖離が指摘される。例えばフ

ユレとオズーフというフランスの歴史家の著書の中で、18世紀から識字率が持続的に上昇しており、ギゾー法などの立法以前にすでに初等教育が進展していたことが明らかにされている。そのことから彼らは、革命前後の実態の連続性を主張するとともに制度的要因がそれほど大きなものではなかったという修正をしている。他方、統計を用いた制度的要因による検証も行われた。ここでも制度的要因に左右されない初等教育の成長が明らかにされた。つまり、フランス革命後も各地域に存在する初等教育は失われず、むしろそれを土台に公教育が成立したという指摘がなされている。こうした研究を見ると地域的要因が非常に重要である。言い換えると単なる上から与えられた国民国家と初等教育という形でフランス19世紀の初等教育が進展したわけではないことが言えるのである。そのため、制度的要因以外にはどのようなものがあったのかを探求する必要が出てくる。ここで指摘されるのは経済的要因、文化的要因あるいは心理的要因の存在だ。

例えば児玉智子氏はコレーズ県の石工の例をあげている。彼らは出稼ぎを行う移動労働者である。パリとコレーズを行き来する中で石工は初等教育の必要性を感じ、コレーズ県に戻った時にコミューンでその重要性を伝えるという回路が存在した。児玉氏は研究から、そういった職業に左右される経済的要因あるいは心理的要因もあったのではないかと指摘している。

③課題と対象

このように初等教育の歴史的展開につ

いて説得力を持って論じるためには制度と実態の乖離に目を向け、それを接合する試みが必要になる。そこで、相互的にアプロプリアション（摂取－利用）しあうさまざまなアクターの対立・交渉・妥協の過程としてどのように初等教育が進展したかが探求されるべき課題となる。これを検証するには国家と地域を結ぶ中間的諸組織を考える必要がある。例えば初等教育視学官や郡委員会・コミューン委員会などの地方の初等教育行政組織を研究することで、国家の制度が地域に伝わる様子、それに対する地域の反応、そしてそれが国家に伝わる過程が浮かび上がってくるだろう。しかし、初等教育行政についてはフランスでも近年本格的な研究が始まったばかりで、わが国では体系的な把握が未だになされていない。そこで本発表では地方初等教育行政に関する先行研究と若干の史料の検討から、その制度的な概観とイデオロギー的側面および実態を検討することで上記課題を論じたい。

1 19世紀フランス初等教育史概観

1-1 制度的概観

アンシアンレジーム期には公教育ではなく、教会が自発的に民衆を教育するプライベートな形の小さな学校が存在していた。革命期のイエズス会禁止に端を発する初等教育の空隙に、いかに国家が関与していくかという問題が生まれた。第一帝政期には帝国ユニヴェルシテが誕生したが、これも初等教育に関しては等閑視していたため、実際に初等教育制度が整理されたのは復古王政期だった。この時代は初等教育令が出され、学校の保持

が義務化されたが罰則規定がなく、実際には学校を持たない自治体コミューンも多かった。これが七月王政期に入ると1833年のギゾー法で初等教育の設置勧告が再びなされ、手厚い財政措置がとられるようになった。その後、第二共和政期に入ると1850年にファルー法が制定されて教会権力が力を増した。次いで第二帝政期にはフォルトゥル法、デュリュイ法を経て再び初等教育は充実の道をたどった。最終的には第三共和政期のフェリー法によって無償・義務・世俗の初等教育が誕生する。こうして19世紀のフランスでは、それぞれの政体で初等教育の法的整備が進められていった。

1-2 数量史に見る初等教育の実態

「初等教育に関する統計」で学校総数を見ると1817年には20,734校だったものが1886-7年には80,209校になり、順調に初等教育が進行したことがわかる。また、1832年には約30%だった初等教育学校のないコミューンが、1847年には約9%に減少する。教師数は1837年に59,735人だったものが1886-7年にかけては136,819人と初等学校数の増加よりも急激な割合で増えていることがわかる。教師の収入を見ると1837年の段階で256フランである。これは極めて貧しく、当時の労働者より低い数字である。このため、教師が農業・煙草屋・司祭助手、コミューンにある役場の書記などの副業を行うことが常態であった。これは次第に改善されていくが、第三共和政期以前は貧しい存在であったと言える。しかし、教師を養成する師範学校数、生徒数も同

じく増加しており、数量的な面からも初等教育が進展していったことがわかるだろう。

1-3 初等教育の進展

—民衆の同意がいかにかに形成されるか—

次に民衆の同意がいかにかに形成されたかによって初等教育の進展を見ていきたい。当時初等教育進展の障害として何があげられていたかということ、政治的要因として「初等教育なんていらぬ」という地方の名望家の怠惰と妨害などが指摘されている。経済的・心理的要因では、「農作業をさせていた方がマシである」という当時の親の心性があげられている。あるいは文化的な要因として地方語や方言、マジステール（銜学教師）と呼ばれるもぐりの教師の存在が初等教育進展の障害になったと言われている。

反対に初等教育進展の諸要因を見ると、コミューン外的な変容要因としては専門的な視学官制度の整備による行政の効率化があげられる。また、コミューン内的な変容要因としては初等学校設立などの制度的要因あるいは民衆の習俗の変容といった文化的要因などが指摘されている。

2 19世紀フランス初等教育行政史

—中間的諸権力を中心に—

2-1 制度的概観

それでは、このような制度的なものの実態的なものをつなぐために初等教育行政について触れたい。ここでは実際に民衆にかかわっていた諸権力を中心に話をす。まず、それぞれの政体で初等教育行政組織が整備され、特に七月王政期には初等教育行政制度が確立するとともに

国家の介入が強化された。具体的には、現在の市町村の教育委員会にあたるコミュニケーション委員会と各管内の教育局にあたる郡委員会があった。これらの地域的組織に対して、七月王政期の1835年に中央から派遣されて初等学校の査察を行う初等教育視学官が創設された。このことから、地域的に存在していた初等教育に国家の介入が強まったのが七月王政期だと言われるのである。

2-2 統治者サイドの初等教育に関する認識とイデオロギー

初等教育に対する当時の支配階層の認識を見ていきたい。七月王政期と第二帝政期について史料が残されている。七月王政期については視学総監マテルが書いた初等教育の手引書からそれを捉えることができる。

彼は初等教育の目的として「職業を有効に成し遂げるために必要な概念を子どもにもたらすこと」をあげた。つまり、今の親の職業をそのまま受け継ぐ形での初等教育像を描いており、民衆の社会的上昇は部分的だったようである。また、別な目的として諸逸脱を根絶することについて触れている。つまり当時の支配階層は、初等教育を子どもに秩序と服従と尊敬の習慣を与える社会秩序形成の手段として考えていたのである。

また、中央権力は初等教育行政に対し地方行政組織間の境界が曖昧であるという認識を示している。当時はコミュニケーション委員会・郡委員会、視学官などが存在していたが、役割が未整備で互いの権限がぶつかり合っており、国家はこのような手引書で両委員会と視学官の権限の違いや

あるべき関係、共同関係でどのような初等教育にするべきなのかを示したのである。

手引書では、さらに制度と地域の実態との間の乖離について、制度的要請を逃れる実態が存在したという認識がなされている。つまり、地域に自由裁量の余地が存在していたのである。また、初等教育制度を浸透させるべき手段の例として、初等教育に対する質問集の作成、書物リストを視学官に持たせて確認させるなどの方法を収録している。

一方、第二帝政期については公教育省初等教育局長ランデュという人物が史料を残している。それによると第二帝政期も七月王政期とあまり変わらず未達成の初等教育で、数量的には進んでいるが現状は悲惨であると述べている。こうした中でランデュは、教育内容を充実させることで社会的上昇の可能性が存在することを民衆に教えるべきであるという見解を示しており、そこから若干七月王政期とは違う方向へ改革が進んでいることがわかる。また第二帝政期における制度と地域の実態の乖離については、1858年でも初等教育における地域的な多様性が存在していたことを述べている。このような状況の中でランデュは初等教育制度を浸透させる手段として宿題を課すことを主張している。宿題を課すことで子どもが家庭で初等教育を行い、それを見る親の心理を変容させると考えたようである。

これらの状況から、国家介入の強化が進められる中で地方教育行政の実態はどうだったのかということが今後探求すべき課題として浮かび上がる。

2-3 初等教育行政の実態

—七月王政期を中心に—

七月王政期の委員会組織について、コミューン委員会は国が設置して制度的に整備したにもかかわらず実際はほぼ機能していなかった。一方、郡委員会は概ね機能していたようである。また、1835年に創設された初等教育視学官の働きを見ると、初等教育が必ずしも国家からの制度的要因や働きかけによってのみ進展したわけではないことがわかる。具体例をあげると、視学官は報告書の中で教育協議会について取り上げている。これは現代における教員の研究会のような集まりと考えると良いのだが、国が制度として創設したものではなく地域の教師が自発的に組織したものであった。査察にきた視学官がこの存在を認識し、義務化の必要性を感じて報告書で取り上げたのである。そして、初等教育行政のトップである視学総監が同意し、公的な組織化が行われるという過程が存在したことがわかっている。つまりこのことは、下からの活動として始まった教育協議会の意義が視学官によって認められ、公的組織化が行われるというプロセスが19世紀のフランスに存在したことを示している。

このような郡委員会と初等教育視学官との関係はどのようなものであったかという点、当時七月王政期のマルヌ県に初等教育視学官ブルブが派遣された。彼は国の初等教育を伝える役目を担い、コミューン委員会が機能していないことを批判するとともに郡委員会へ協力を要請して初等教育の推進を図った。しかし、マルヌ県の郡委員会は猛烈に反発した。当時

の郡委員会は初等教育行政組織の中にありながら、地域の人物中心に構成され、地元の利害を反映して行動したためにブルブと対立したのである。その結果、ブルブ側が妥協した側面が大きく見られる。つまり七月王政期では、それまで地域に存在していた教育があり、地域的な利害を代表する郡委員会があった。一方で国家の初等教育も進展し、それを伝えるブルブのような人物がいたのだが、それらが時に衝突した。その結果、必ずしも国家が優越したわけではなく、地域的なものが勝る状況も存在したことがわかるのである。

おわりに

—まとめと今後の課題—

19世紀のフランスでは国民国家の形成のため、国家が初等教育に対する介入を強めていく。七月王政期では、依然として初等教育行政がコミューン行政と未分化の状態であった。それに対して政府は初等教育視学官を設置し、制度と理念の浸透を図った。その過程で、それらを推進する視学官と両委員会は対立することがあった。一方で、教育協議会の例のように下からの要望が吸い上げられ、国家の制度に反映されることもあったようである。今後もさらに初等教育視学官と両委員会の活動を検討することが必要となるだろう。

フランスの初等教育の進展は、地域と国家の相互的な関係の中でできてあがったもの、つまり上から伝えられた初等教育とそれに対する地域の初等教育の両方が存在する状態で進展していった。地域は国家の初等教育をある面では受け入れ

ない場合があり、それを視学官が報告することで国家の方が修正を迫られることもあった。このようなことから、新しい政策が提示される際、国家と地域との複雑な関係の中で地域のもので吸い上げられるという相互的な過程として、今後初等教育の歴史を描くことができるだろう。

以上のことから、国家と社会その中間に位置する初等教育行政組織の研究を通じて、いわゆる「上からの歴史」ではない新しい歴史を描くことができるように思われる。そして、このような過程で民衆が主体的にかかわる歴史が存在したということ、世界史の授業で何か生徒に還元できる部分があるのではないかと考えている。

【質疑応答】

Q 1 : 制度が導入されたことで初等教育が定着したのではなく、革命前後から識字率の持続的上昇など教育水準の上昇傾向が見られるとの指摘があった。一方で、初等教育進展の障害要因として名望家の怠慢・妨害や親の「農作業をさせていた方がマシだ」という心性があげられている。これらの状況についてもう少し詳しく教えていただきたい。

(函館工業高専・中村)

A 1 : 数量的に見ると初等教育がある程度立法と関係なく進展したことは間違いないだろう。他方、各地域の中には「初等教育なんて必要ない」という親の存在が報告されている。このズレをどのように捉えるかについてはさまざまな考えがある。報告を見ると初等教育に対して否

定的な親の見解が見られる反面、初等教育が必要だという親の意見も七月王政期からすでに存在している。この評価として、視学官がさらに初等教育を進展する努力を地域に生み出すため、敢えて否定的な側面を強調した可能性があげられる。また、実際は進展していたにもかかわらずコミュンの初等教育が遅れていると報告することで、国から補助金を獲得しようとする戦略的な側面があったという指摘もある。あるいは個人的な意見だが、農民は初等教育に対して抵抗しているという現実を言説として作り上げることで農民像を構築していった可能性がある。このように言説として現実を構築する中で、さらに初等教育に対する努力を全国的に作り上げようとする側面もあったのではないだろうか。ただ、個別に見ると各地域の親の反応は本当にさまざまだったようだ。

Q 2 : 歴史的思考力を育むにしても材料をいかに提示するかという問題がある。高校生には一度歴史の大きな流れを提示しないと思ふことが難しいと思う。その際、何を軸として歴史の大きな流れを提示するべきだと考えるかお聞かせいただきたい。

(北海道大学文学研究科・帳山)

A 2 : ねらいがあつて授業がある。ねらいは教員ごとに異なるものなので、ねらい＝軸と考えるとどの軸が正しいということはない。私は今回の発表のように国家が歴史を作ったのではなく、一人ひとりの人間が生きていく主体として当時の社会とかかわりあう中で歴史が織り成さ

れていったという考えを持っている。一回一回の授業の中で、人間が生きていた息吹を少しでも醸し出せる授業を展開するのが理想である。そのようなことを軸として世界史の授業に取り組みたい。

Q 3 : 制度的に未整備である初等教育形成期の19世紀半ば、教員を取り巻く状況はどうだったのかお聞かせいただきたい。
(剣淵・本間)

A 3 : 七月王政期から第二帝政期にかけての教員は極めて多様な存在であった。当時、各地域には古くからの初等教育の教師がいた。それに対して師範学校制度が整えられていき、国家の教育を受けて出てきた新しい初等教育の教師が登場してきた。七月王政期は古い教師の中で、徐々に新しい教師が増えていく。さらに第二帝政期に入り、師範学校出身の教員の割合が高くなっていく状況にあった。谷川稔氏がいくつか19世紀の第三共和政期以前の教師に関しての研究をしているので論文・著作を参考にして欲しい。

報 告

「世界史研究会 三十周年大会 の宿題－R.シドル氏の議論から」

札幌星園高等学校長
宮浦 俊明 氏

1 三十周年記念誌

三十周年大会では、当時北海道教育大学で研究していたイギリス人のリチャード・シドル氏が「アイヌを通して民族を考える」という講演を行った。父が軍関係者のため世界のさまざまな地域で生活したことや弟子屈のアイヌの方と結婚したことなどが背景にあり、このような研究に入ったと思われる。この他に西山克典氏は「ロシア・ソ連における『民族』をめぐる問題」、2年連続となった八尾師誠氏は『ペルシア』と『イラン』のあいだ、宮崎正勝氏は「世界史における『民族』問題」と、この大会では「民族」をテーマにさまざまな講演が行われた。この時期はユーゴスラビアの民族紛争が大きな問題となっており、記念誌の「討論を終えて」で西山氏が書いているように、世界の人々が「民族」をどう教えるのかを強く考えていた時代であった。

2 リチャード・シドル三十周年講演

講演でシドル氏は「和人がいなければアイヌは存在しない。アイヌがいなければ和人は存在しない。」と話している。グローバルゼーションは民族としてのidentityの認識を高めるが、このidentityが難

しい問題である。identityにはいろいろな訳語があるが、歴史にとってidentityとは何かということを一一人ひとりが考えていく必要があるだろう。シドル氏はこれを人種（血）の問題とし、「アイヌは滅び行く民族から先住民族として生まれ変わった」と語りアイヌを先住民族として捉えている。

今から10年前に20名前後のアメリカの高校教師が来札し、シンポジウムを開いた。そのホームステイ先募集の呼びかけに札幌の高校の先生たちが集まったことが、シドル氏の著書の研究翻訳グループができるきっかけとなった。最初は「多文化主義」を勉強するということでロナルド・タカキ氏の「A Different Mirror」を訳し、それを本にするつもりだった。しかし、途中で翻訳が出たためこの計画は終わってしまった。

余談になるが、当時、ロナルド・タカキ氏が札幌のアメリカ文化センターで講演したことがある。ここで最も印象に残ったことは、「アメリカで子どもを育て、札幌の中学校へ入学させた。何と日本の教育は情けないのだ。日本の先生は学校で知識しか教えず、人間として必要なことを全く教えていない。」という講演を聴いていたある母親の言葉だった。子どもの心に関わるのを避けてきたのが戦後の教育ではないだろうか。評価についても点数以外の要素を入れると公正ではなくなるという考えが受け入れられてきた。私はやはりそのような考え方はおかしいのではないかという発想を持っている。また、私は後日、10日間でアメリカの小学校、中学校、高校を見学する経験をした。アメリカでは小学校1年生から教

師の話聞く指導を徹底して行っており、そこからすでにアメリカの教育の素晴らしさを感じた。このことをはじめ、私は歴史を教えることを通して、教え方や何を教えるべきかを学び、自らを変えていくことができたように思う。

3 リチャード・シドル著

「人種、抵抗、日本のアイヌ」

私たちはシドル氏の著書の第4章を訳していたが、翻訳していることを知ったシドル氏はイギリスから第1章を書き直して送ってくれた。イギリス人らしく難しい言い回しが多く、著者の意図を汲み取ることに悩みながら翻訳を行った。この改訂版の中でシドル氏は「(アイヌ・和人関係の形成に、人種や民族性がどのくらい重要な役割を果たしたかを評価しようとした研究者たちの試みが失敗に終わったことに対して)『人種』差別の社会・経済過程を見逃したか、排斥されるべき劣った者としてのアイヌ像が再生産されていく歴史過程を見逃したためであった。」と説明し、さらに「近代の日本国民、国家形成の文脈で『人種』と民族との相互関係を体系的に分析することは、過去のみならず現在のアイヌ・和人関係を理解するために決定的に重要である。」と述べている。そして、「生来の差異」ということについて、第4章で非常に細かく歴史文献を実証的に踏まえて説明を行った。

私たちの幼い頃にはまだ身近にアイヌの方がおり、その人たちに周囲が何を言っていたかを記憶している。シドル氏が第4章で述べている身体的な特徴などについて、先入観として頭から植え付けられている部分があった。このような問題

に対してシドル氏は、近代化のプロセスの中でダーウィニズムの考えが日本に入り、それが固有の「血統」や「ケガレ」という思想と反発することなく結びついていった過程を解説している。また、「日本語の『民族』とは天皇統治のもと、『家族国家』とよばれる巨大な虚構の血縁関係共同体に言語、文化、血脈といった原初的な結びつきがまとめられた」と指摘し、これが1930年以降のことであることを補足している。

4 民族問題の教材化の課題

これは「討論を終えて」で西山氏が言っているように、世界史教育を具体的事実から生徒に思考させる科学としてどのようにやっていくべきなのかということである。

- ①民族が民族問題になる形成過程
 - ②グローバル化(国際化)の視点
 - ③個々の生徒のidentityの形成
 - ④多様な視点～日本人であること、アイヌ人であること、北海道人であること
 - ⑤生徒自身が豊かな歴史像を描くこと
- という5点があげられるが、私は生徒がどのように自分のidentityを形成していくかが世界史におけるキーポイントだと考えている。実際、日本人、アイヌ人、北海道人など、そのどこに自分が所属するのかということは証明できるものではなく個々の問題にしかならない。生徒一人ひとりがその個々の問題を自分の問題として認識した時、多様な視点から豊かな歴史像を自ら描けるようになるのではないだろうか。

5 私の課題

最後に、私は歴史教育の今後の課題として以下の6点をあげた。

第1に「多文化主義、複眼的思考などを越えて、グローバル化が進む日本のこれからの選択肢を生徒に提案できるか。」ということである。10年前は「複眼的思考」という言葉は大変新鮮なものだったが、今では当たり前になった。同時に国際化が身近に感じられるようになったが、これは単に異文化理解の問題ではない。各々の教員がその依拠するところから次の世界像を生徒に話していく義務があるだろう。

第2に『『20世紀は何か』を生徒にどう教えるか。』である。私は世界史Aが出た時、「20世紀は何か」を導入にした。生徒に「20世紀は何か」を問い、なぜこのような20世紀ができたのかを理解させるために19世紀を学ばせるという方法をとった。21世紀に入り、今度は20世紀を生徒に示す必要があるだろう。

第3に「時代状況が目に見えて変化する環境の中で、今生きていることの歴史教員としての幸せをどう生徒に伝えるか。」である。現代のように生活自体が技術革新で変化するのは産業革命以来と言われる。我々教員がこの過程で敗れていく人々の意識構造を学び、その時代条件を認識した上で、歴史を教えていることの幸運・喜びを生徒に伝えなければという気持ちを持っている。

第4の「変化の中で、過去を繰り返さないためにも、生徒一人ひとりが自らのものにする歴史認識を形成するには何が必要か。」について、私は豊かな歴史像を描く力とそれを批判的に検証する力が必

要だと感じる。TV番組でイスラエルの問題を取り上げ、「世界は戦争の時代に入ったのでしょうか。」と言っていた。大きな時代状況、日本の方向性などをしっかり見つけ、それを生徒に伝える必要があるだろう。

第5に「生徒一人ひとりの世界の中の、歴史的な空間の位置付けを示すこと。」である。要するに歴史を立体的に示し、生徒一人ひとりにidentityを形成させていくことである。これができなければ、これからの時代を生きていくことが大変になるだろう。


第6に「思考させる科学は考えるための方法が必要である。方法論が教材の組み立て方を決める。」ということだ。私は最近、科学としての教育というものを常に感じている。教員が自己のidentityを持って指導することが個性につながり、教員は自分の個性を持たなければこれから先、生き残っていけないだろう。

私も未だに仕事の中で個々の生徒への指導に対する方法論が欠如していることを悩み、さらに生徒を科学的に見ていく必要性を感じている。このようなことから、例えば総合的な学習の時間をうまく利用するなど、歴史教育を改めて考えていく方法論の追求が今後も必要になってくるだろう。

▼第38回大会予定

日 時	平成18年8月3日(金)を予定
会 場	北海道大学 文系共通講義棟(昨年と同じです)
講 師	未 定(調整中)
研究発表	未 定(募集中)

@世界史研究会のホームページ@

→  北海道高等学校世界史研究会

<http://www.augustus.to/~sekaishi/index.html>

■編集後記■

会報第13号の発行となりました。会員の皆様のご協力に感謝申し上げます。
また37回研究大会の記録を担当していただいた先生方には、お忙しい中にも関わらず記録原稿を作成していただき、本当にありがとうございました。

高世研も再来年には40周年を迎えることになり、現在事務局を中心に2009(平成21)年の記念大会の構想を練っているところです。「高校生に教える『20世紀』とは?」(仮)をテーマに、大学の研究者の方々からの基調報告や講演をいただき、高校教員の現場からの報告と合わせて、パネルディスカッション形式の内容を企画しています。詳細については、また後日お知らせすることになります。まずは今年の第38回大会への多くの先生方のご参加をお待ちしております。

最後になりましたが、いつものように編集作業が遅れ、関係の先生方にいろいろとご迷惑をおかけしましたことをお詫び致します。

(岩見沢東・中川雅史 / 札幌南陵・吉田 徹)